金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年一二月一 日法律第一六四号)(衆)

一、提案理由(平成一六年一一月二五日・衆議院本会議)

松下忠洋君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容 を御説明申し上げます。

まず、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近、いわゆるおれおれ詐欺等による被害が急増しておりますが、多くの場合において、振り込み先として他人名義の売買口座等が悪用されており、また、ホームページ等に口座売買の宣伝広告がはんらんしている状況にあります。

そこで、このような状況に対処するため、本案を提案した次第であります。

その主な内容は、第一に、法律の題名を「金融機関等による顧客等の本人確認等及び 預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改めるとともに、目的規定に、「預貯 金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則」を定める旨等を追加することとしており ます。

第二に、他人に成り済まして預貯金契約に係る役務の提供を受けることを目的として 預貯金通帳等の譲り受けをした者等について、五十万円以下の罰金に処すること等とし ております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

.....(略).....

以上が、両案の趣旨及び内容であります。

両案は、昨二十四日の内閣委員会におきまして、いずれも全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(平成一六年一二月三日)

高嶋良充君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における 審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案は、 親族を装うなどして電話を掛け、交通事故の示談金等の名目で現金をだまし取る、いわ ゆるおれおれ詐欺や、架空の事実を口実として金品をだまし取る詐欺事件等の多くに、 振り込み先として他人名義の売買口座等が悪用されている現状にかんがみ、預貯金通帳 等を譲り受ける行為等についての罰則を定め、預金口座等の不正な利用の防止を図ろう とするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、おれお

れ詐欺の手口と増加の背景、法制定による犯罪抑制効果、現行法の下における口座売買等の取締りの現状、プリペイド式携帯電話への規制についての考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

去る一日、質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決 すべきものと決定いたしました。

 (	略	)	 	 			 	
 •		,	 	 	•	•		•

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。